

田無第三中学校周辺エリア構想策定委託に係る受注者 募集要領

1 目的

西東京市（以下「市」という。）では、中学校施設の更新を契機として、「学校を核としたまちづくり」を推進し、行政サービス機能の展開や、周辺公共施設の複合化等による施設の建替え及び学校施設の有効活用、都市計画制度の活用等の総合的な視点から、地域特性を考慮した地域の現状や課題等を整理した上で、目指すべき将来像やまちづくりの実現に向けた方向性を地域住民や団体等とビジョンを共有するために、「田無第三中学校周辺エリア構想（以下「エリア構想」という。）」を策定するものである。

今回、エリア構想の策定に向けた検討及びその手法となる都市計画制度（都市計画学校及び地区計画）の活用に向けた調査・検討等を目的とし、企画提案競技（以下「プロポーザル競技」という。）により受注者を選定することとする。

本要領では、プロポーザル競技により、田無第三中学校周辺エリアの行政サービス機能、公共施設や市民活動団体等の現状や課題、関連計画を深く理解し、エリア構想の策定及び都市計画制度の活用に向けた検討支援を行うことのできる受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）業務名 田無第三中学校周辺エリア構想策定委託

（２）委託期間 契約締結日の翌日から令和８年３月１９日（木）まで

（３）業務内容

別紙「田無第三中学校周辺エリア構想策定委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）」のとおり。

ただし、仕様書（案）の内容は、今後の提案内容等を受けて変更する場合があるため、これに捉われず、具体的な提案や合理的な提案を求める。

（４）委託料の上限額

本業務の委託料の上限額は、13,728,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

本委託業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- （２）直近 3 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （３）参加意向申出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指

名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 市における競争入札参加資格を有していること。
- (5) 西東京市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 1 日施行）に定める排除措置要件に該当していないこと。
- (6) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定又は民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業又は特定の個人、政党若しくは宗教団体の支援を行おうとする者でないこと。
- (8) 令和元年度以降に本委託と同種又は類似の業務の受注実績があること。
- (9) 管理技術者、担当技術者又は照査技術者のうち、令和元年度以降に地方公共団体が発注した、本委託と同種又は類似の業務の担当実績が 1 件以上ある者を 2 人以上配置すること。
- (10) 管理技術者、担当技術者又は照査技術者のうち、技術士（建設部門都市又は地方計画）の資格を有する者を 1 人以上配置すること。

※上記(8)又は(9)の同種又は類似の業務とは、まちづくり構想及び地区計画の策定に関する内容で、かつ、土地利用及び防災拠点の検討等に関する業務をいう。

4 実施スケジュール

公募開始（公表）	令和 7 年 4 月 2 日（水）
質問受付期間	令和 7 年 4 月 2 日（水）から 令和 7 年 4 月 7 日（月）まで
質問回答（市ホームページに掲載）	令和 7 年 4 月 11 日（金）まで
参加申込及び選定用書類提出書類提出締め切り （17 時必着）	令和 7 年 4 月 21 日（月）
1 次審査実施（書面審査）	令和 7 年 4 月 24 日（木）
1 次審査結果通知	令和 7 年 4 月 25 日（金）
2 次審査実施（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 13 日（火）
2 次審査結果通知	令和 7 年 5 月 14 日（水）
仕様書内容協議	令和 7 年 5 月 16 日（金）

5 質問及び回答

本要領及び仕様書（案）への質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 質問方法：質問書（様式 6）に必要事項を記入し、項番 14 の事務局担当宛（以下「事務局」という。）に電子メールで送付すること。

- (2) 受付期間：令和7年4月2日（水）から 令和7年4月7日（月）17時まで
(3) 回答方法：令和7年4月11日（金）までに、市ホームページで質問に対する回答を公表する。口頭による個別対応は行わない。

6 参加申込及び企画提案書等の提出

プロポーザル競技の参加にあたり、「西東京市立中学校施設を都市計画における都市施設に位置付ける方針（令和6年12月策定）」を確認すること。

<URL>

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/school/gakkowoka_kutoshitamachizukuri.files/nishitokyoshiritucyuugakko_toshikeikaku.pdf

本公募型プロポーザルへの参加に当たっては、次のとおり参加の意思表示を行うこと。なお、参加申込後に辞退をする場合は、令和7年4月21日（月）17時までに参加辞退届（様式7）を提出すること。

- (1) 提出方法：提出書類に必要事項を記入し、事務局へ郵送又は持参
(2) 提出期間：令和7年4月2日（水）から 令和7年4月21日（月）17時まで
(3) 提出書類

- ア（様式1） 参加申込書
- イ（様式2） 参加事業者概要書
- ウ（様式3） 企画提案書提出書 1部
- エ（様式4） 業務責任者・担当者実績確認書 1部
- オ（任意様式） 業務実施体制表（業務支援体制を含む） 1部
- カ（様式5） 類似業務受託実績書 1部
- キ（任意様式） 企画提案書 10部
- ク（任意様式） 見積書 1部

※消費税及び地方消費税を除いた価格と含めた価格（10%）を記載し、業務内容の内訳が分かるようにすること。

7 企画提案書の提案内容及び作成概要

(1) 提案内容

2(3)の仕様書（案）を踏まえて、以下の提案内容アからコまでの項目に沿った企画提案書を作成すること。

<提案内容>（※ 企画提案書は仕様書（案）を踏まえ項目別に分けて記入）

ア 学校を核（拠点施設）としたエリア（圏域）の構想を検討する前提となる各種上位計画・関連計画の整理の考え方

- イ 田無第三中学校エリア（圏域）のソフト・ハード面の現況調査の手法と活用用途
- ウ 地域住民や関係団体等を構成委員として設置する検討懇談会への支援内容
- エ 田無第三中学校周辺エリアの将来目標像、まちづくり課題の抽出・整理の手法
- オ まちづくり課題の解決とエリア特性に応じた将来目標像の実現に向けた、都市計画手法の整理の仕方
- カ 説明会（エリア全体）の開催支援に当たっての課題
- キ 地域住民及び地域活動団体等との合意形成に向けた方策
- ク 仕様書（案）を踏まえた他自治体の参考事例
- ケ 提案内容を踏まえた実施スケジュール
- コ 本業務を遂行するに当たり、独自の提案内容及びその理由（任意）

（２）作成概要

- ア 提出する企画提案書 10 部のうち、1 部は表紙に事業者名を記載し、9 部は無記名とする。
- イ 表題は「田無第三中学校周辺エリア構想策定委託支援業務企画提案書」とする。
- ウ A 4 版で最大 20 ページ以内（表紙含む。）とする。資料が分かり易いように項目ごとにインデックスを付け、フラットファイル等に綴ること。
- エ 文中の文字サイズ・色は指定しないこと。
- オ 文中に社名又はそれを推測することができる用語は使用しないこと。
- カ 言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時間等とする。

8 審査方法

（１）１次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により、次のとおり書類審査を実施する。

ア 実施日：令和 7 年 4 月 24 日（木）

イ 審査方法

1 次審査の評価は、別添の評価基準（書類審査基準）に基づき実施する。審査の合計点が満点の 5 割に満たない場合は選定しない。また、応募資格がないと認められる場合も選定しない。

なお、参加申込が 5 者以上あった場合には、上位 4 者を選定する。ただし、評価点が同点の場合は、提案内容の合計点が高い方から上位とする。

ウ 結果通知：令和 7 年 4 月 25 日（金）（予定）に連絡担当者宛に電子メールで通知する。

（２）２次審査（プレゼンテーション）

1 次審査で選考された事業者には、提出した企画提案書について、次のとおりプレ

ゼンテーションの機会を設ける。

ア 実施日：令和 7 年 5 月 13 日（火）（※実施時間及び場所の詳細は別途通知する。）

イ 審査方法

2 次審査の評価は、別添の評価基準（田無第三中学校周辺エリア構想策定委託業者選定に係る評価基準）に基づき実施し、最優秀提案及び優秀提案を選定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積価格の低い方を上位とする。また、参加申込が 1 者の場合でも審査を実施し、審査の合計点が満点の 5 割に満たない場合は、交渉権者等を選定しない。

プレゼンテーションの時間は 30 分以内とし、質疑の時間は別に 10 分を設ける。プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを用いることとし、パソコン・プロジェクター等の機器類は使用しないものとする。

なお、プレゼンテーション実施については、必ず配置予定の業務責任者又は担当者が提案内容の説明及び質疑応答を行うこと。

ウ 結果通知：令和 7 年 5 月 14 日（水）に連絡担当者宛に電子メールで通知する。

9 契約手続

- （1）本プロポーザル競技は契約候補者の選定を目的として実施するものであり、契約後の業務内容については、提案内容に基づき、契約候補者と市が協議により仕様書を確定し、見積額を調整した後、総務部契約課において特命随意契約を締結するものとする。
- （2）業務契約候補者が、契約締結までに業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約候補者の決定を取り消し、契約を締結しない。
- （3）業務契約候補者が正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、契約候補者の決定を取り消すこととする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する際は無効とする。

- （1）本要領で定める手続、方法等を遵守していない場合
- （2）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- （3）不正行為が行なわれたと認められる場合

11 再委託

受注者は、下記に示す本業務の主たる部分を再委託することはできない。

- （1）エリア構想策定支援
- （2）業務管理

(3) 調査・解析手法の決定

(4) データ解析

(5) 技術的判断

(6) 報告書の作成

※(1)から(6)までに規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。なお、コピー、印刷、製本、資料整理、模型製作等の簡易的な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

12 プロポーザル競技への参加費用

プロポーザル競技の参加に当たり、必要な資料の作成や郵送料等、本件に係る全ての費用は参加者の負担とする。

13 その他

(1) 選定結果に関する問合せについては、一切対応しない。

(2) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更及び差し替えは認めない。

(3) 提出された全ての書類は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、受注者選定及び契約以外の目的に使用しない。ただし、参加者の同意があった場合はこの限りではない。

14 事務局

西東京市企画部公共施設マネジメント課 担当：陸名・稲村・渡海

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号（田無庁舎）

電話：042-460-2800（直通）

E-mail：manage@city.nishitokyo.lg.jp